

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(一) 平成十九年九月二十七日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号の二

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部「二十一の四の項第一号中『第九条第二項』の下に『(法第十二条第二項において準用する場合を含む。)]を加え、『第一種フロン類回収業登録申請』を『第一種フロン類回収業の登録等の申請』に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中『第二十二条第二項』を『第二十一条第三項』に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中『第一種フロン類回収業者』を『第一種特定製品整備者等』に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中『第一種フロン類回収業者等』を『第一種特定製品整備者等』に、『回収』を『引渡し』に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中『第一種フロン類回収業者等』を『職員に第一種特定製品整備者等の事務所等』に改め、同号を同項第七号とする。

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (ときは翌日)

平成十九年九月二十七日

平成十九年九月二十七日印刷
平成十九年九月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社